

広報



高知地方・家庭裁判所(平成16年3月竣工)

目次

香川県知事と法曹三者対談	2
裁判員制度広報用映画「評議」のご案内!	4
憲法週間記念行事～松山地裁～	5
～夜桜法廷～徳島地裁発!	6
新しい労働紛争解決制度(労働審判制度)について	7
講師の派遣をしています!	8

国民の司法参加・裁判員制度!
2009年5月までにスタート!



県民の理解 成否握る！

対 談

真鍋県知事・溝淵高松地裁所長・川野辺高松地検検事正・木田香川県弁護士会長

国民の司法参加 - 裁判員制度導入まで残すところ2年8か月となりました。最高裁判所が先に行った国民アンケートの結果からは、裁判員として参加することにまだまだ不安を感じる国民が多いようです。香川県知事と法曹三者（裁判官，検察官，弁護士）の代表がこのほど県庁で座談会を開き，県民の不安解消策を探るとともに裁判員になることで発生する問題などの今後の課題について意見を交換しました。



多くの県民は裁判員になることを躊躇（ちゅうちょ）していると思われませんがその主な原因は何でしょうか？



溝淵高松地裁所長

溝淵： 原因として3つの心理的不安があり，「法律のことが分からないのに，有罪・無罪の判断ができるのか」「人を裁くという責任が重すぎる」「被告人の報復が怖い」が挙げられます。このほか，最近の調査結果によれば，「裁判所に数日間行くための日程調整が大変」ということも原因のひとつになっているようです。

しかし，裁判員が法律を知らなくても問題はないと思います。例えば，殺人罪に問われた被告人に人を殺す意思があったかどうかを判断する場合，包丁の長さや形状，刺した部位が体の大切な場所かどうかなどの証拠によって殺意の有無を見極めますから。また，裁判官と裁判員の計9人が意見交換しながら決めるため，判断を間違ふことは極めて少なくなると思われます。

木田： 人を裁くという責任の重さについてですが，確かに責任が重く，大きな負担感があるかもしれません。しかし，1人ではなく，9人全員で判断するのですから，結論は常識的な範囲で落ち着くと考えられます。勇気を出して乗り切ってもらいたいです。

川野辺： 被告人からの報復が怖いということについてですが，一般的に，重大な罪を犯したほとんどの人は罪悪感を持っています。裁判員らへの報復は考えないのが普通です。国民が行う陪審裁判は，イギリスで11世紀ころに起源を有する古い歴史がありますが，陪審員に対する報復事例はほ



木田香川県弁護士会長



川野辺高松地検検事正

とんど報告されていません。また、法律には裁判員を守る規定があり、裁判員の名前、住所などは明らかにしないことになっています。裁判員や親族を脅迫する行為には罰則が適用されるし、警察や検察にも違法行為には目を光らせています。

木田：裁判所に行く日程調整が躊躇（ちゅうちょ）する原因のひとつになっているとのことですが、裁判員裁判は、初公判から判決まで3日間で終わる裁判を目標にしています。

真鍋：従来の裁判が何か月も掛かることを考えると、早くなることはいいことですね。ですが、サラリーマンなら会社の理解が必要ですし、主婦なら子供の面倒を見ないといけないなどの問題が出てくると思われます。

裁判員候補者に選ばれたとして、断ることはできるのでしょうか？

川野辺：法律で辞退できる場合が定められています。学生や70歳以上のお年寄り、介護や育児などで手が離せない人のほか、過去に裁判員を経験した人が5年以内に再びくじに当たった場合などは辞退できることになっています。

溝淵：裁判員裁判には、雇用者の理解と協力が必要ですが、サラリーマンが裁判員として参加しやすくするために、会社の経営者や幹部に、裁判員制度への理解を広めることが大切です。裁判員の役目を果たすために仕事を休まなければならない場合には、会社が有給扱いにするなど補償面の強化が望まれています。

真鍋：そのような企業はまだまだ少ないでしょうが、裁判員候補者として従業員を送り出す企業や事業者には、従業員が裁判員裁判に専念できるよう、休暇制度などの整備を早急にしてもらえればと思います。



真鍋香川県知事

分かりやすい裁判員裁判に向け、法曹三者が取り組んでいることは何でしょうか？

溝淵：今秋から、県民が裁判員として参加できる模擬裁判を始めたいと思っています。

川野辺：模擬裁判を通じて言葉を分かりやすくしたり、書面だけではなく映像などで視覚に訴える方法を検討しています。

木田：専門用語を分かりやすい言葉に置き換える研究のほか、ビデオ上映や講演を行ったり、県民が裁判をイメージできるような環境づくりに取り組んでいます。

（5月20日四国新聞朝刊特集記事抜粋）



裁判員制度広報用映画「評議」のご案内！

平成21年5月までにスタートする裁判員制度による裁判の評議をテーマとした映画を制作しました。出演は、俳優の小林稔侍さん(裁判員)や榎木孝明さん(裁判長)、中村俊介さん(裁判員)ら豪華キャストとなっています。

裁判所では、この映画のビデオ及びDVDを無料で貸出中です。御希望の方は、最寄りの地方裁判所本庁の総務課にお申し込みください。



裁判員制度とは

国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。
対象となる事件は、国民の関心が高い、重大な刑事事件です。
この制度は、国民の皆さんの積極的な協力なくしては成り立たない制度です。
皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

あらすじ

被告人・中原(金剛地武志)と朝倉(伊藤高史)とは学生時代からの親友。ところが、朝倉が被告人の婚約者(大河内奈々子)と関係を持ったことを知った被告人は、ナイフで朝倉にけがを負わせてしまう。この事件で被告人は殺人未遂罪で起訴された。裁判を担当することになったのは、町工場経営者(小林稔侍)、サラリーマン(中村俊介)ら6名の裁判員と3名の裁判官(榎木孝明ら)。
そして、「評議」が始まる。裁判員は、裁判の結論を決めるために、裁判官と一緒に、証拠を検討し、互いの意見に耳を傾ける。



登場人物



被告人は、被害者に対する殺意はなかったと主張。被害者、婚約者、被告人がそれぞれ法廷で事件のいきさつを語り始めるが、裁判員たちは、その間に、見過ごせない食い違いがあることに気付く。
被告人の心の中など判断できるのか、誰の話を採用すればいいのか。被告人が有罪だとすれば罪はどのようなのか。
裁判などこれまで経験したこともない6人の裁判員たちは、それぞれの思いを抱きながら、この事件の評議に参加していく。そしてたどり着いた結論とは…。



評議

裁判員制度広報用映画

このビデオテープ及びDVDは、地方裁判所及び家庭裁判所にて貸出ししております。



憲法週間の記念行事として平成18年5月13日(土)、愛媛大学法文学部との共催により愛媛大学グリーンホールにおいて講演と映画上映を行いました。当日は、小雨が降るあいにくの天気にもかかわらず、会場定員数288人を大きく上回る354人の来場者がありました。



講演

講演は、当庁所蔵の明治期の判決原本調査も主導された愛媛大学法文学部の矢野達雄(やのたつお)教授により、演題「松山地方裁判所の歴史が語る愛媛県民の動向」と銘打って行われ、愛媛県における裁判所の発足時から現在に至るまでの主な事件や裁判について、その時代ごとの裁判制度の位置付けとともに分かりやすく説明されました。真剣に講演を聴き入る来場者の姿に矢野教授の話にも熱が入り、講演予定時間をオーバーすることとなりました。

映画上映

続いて、最高裁判所制作の裁判員制度広報用映画「評議」の上映が行われました。上映に先立ち、当庁刑事部酒井英臣裁判官から実際の評議をイメージできるよう、評議を中心に裁判員制度の要点説明が行われました。これにより、その後上映した「評議」もより深く理解できたものと思われます。

今回の行事は、参加者の半数以上が大学生であったので、裁判員制度が始まるころに裁判員になる可能性のある若い年頃の人に裁判員制度を理解してもらうよい機会となりました。今秋には、当庁においても裁判員法廷が完成する予定であり、広報面でも更に充実した企画を実施してきたいと考えています。

～夜桜法廷～徳島地裁発！



3月31日、徳島地方裁判所で、「夜桜法廷」と銘打った広報行事が行われました。徳島地裁の構内にたいへん美しい桜の木（ソメイヨシノ）があり、当日は100人を超える参加者でにぎわいました。昼間、仕事などでなかなか行事に参加できない方々にも、参加しやすいように午後6時30分から開始しました。

ツアーは、裁判員制度のビデオ上映、司法修習生が演じる刑事模擬裁判傍聴、

模擬裁判の被告人が有罪か無罪かを裁判官との間で意見交換、裁判員制度についての講義、質疑応答の順で行いました。ツアーの最後は、法廷内と桜周辺を開放し、法廷内の裁判官席で記念撮影や、ライトアップされた夜桜前での談笑等……。参加者からは、「初めて裁判所の中に入り緊張しましたが、身近な印象を受けました。」などの声が聞かれました。

裁判員制度について、参加者から寄せられたアンケート結果の一部を紹介します。

- ・ 今までは素人の裁判員制度に多少不安を感じていましたが、「素人」ということにこそ、意味があることが少し分かりました。
- ・ 被告人と同じ法廷に立つことに抵抗を感じます。
- ・ 裁判員制度がよく分かったが、実際に裁判員になったとき、ものすごく負担になると思います。
- ・ 裁判所に来たのは初めてでしたが、親切丁寧に教えてくれてとてもわかりやすかった。人生が大きく関わる裁判で、あらゆる意見を取り入れることにより、より良い裁判ができると思います。
- ・ 参加者の多さに驚きました。関心の高さがうかがえました。裁判員制度の導入の必要性について更に教えていただきたかった。
- ・ 裁判員制度のことをまったくというほど知らずに来たのですが、説明を聞き、他の方の意見等の答えなどを聞き、少しずつ分かってきたように思います。模擬裁判については、はじめ疑い始めるときりがないし、よく分からなかったのですが、意見交換でいろんな違った所の話も出て、考えて、これから始まる裁判員制度があることで色々よくなることもあるかと思えます。



裁判員ウェブサイト

アドレス <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

掲載内容 トピックス

裁判員制度の紹介

お知らせ（広報行事、広報誌、広報ビデオ（動画配信）等の紹介）

裁判員制度 for キッズ（子供向けコンテンツ）

裁判員制度 Q & A

その他、裁判員制度についての意見を受け付けるメールボックスが設置されています。

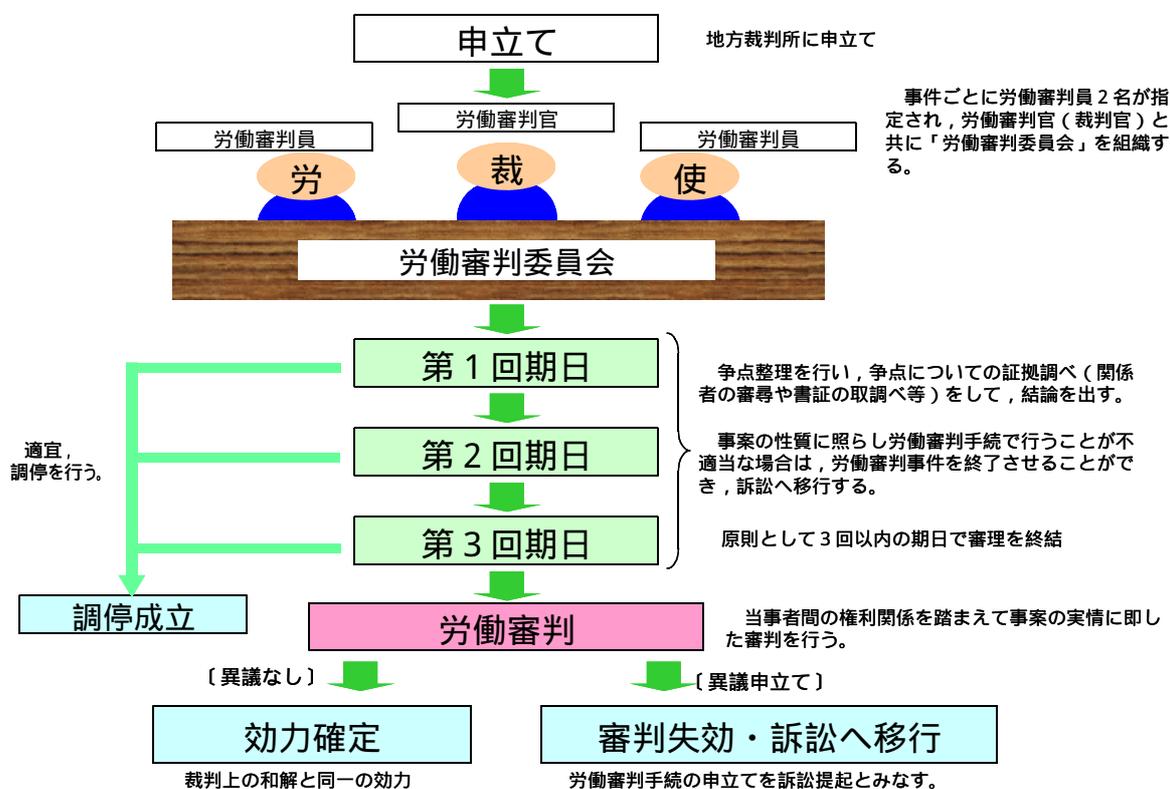
新しい労働紛争解決制度（労働審判制度）について

平成18年4月から、労働関係に関するトラブルを迅速、適正かつ実効的に解決するための労働審判制度が始まりました。

労働審判制度とは

労働審判官（裁判官）1人と労働関係の専門家である労働審判員2人の計3人で構成された労働審判委員会が、解雇の効力に関する紛争など、事業主と個々の労働者との間に生じた紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜、話し合いによる解決である調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に即した解決を図るための判断（労働審判）を示すという新しい労働紛争解決制度です。

労働審判制度のイメージ図



高松高等裁判所管内における4月から6月までの申立件数(件数は最高裁が調査した概数)

庁名	月	4月	5月	6月
高松地方裁判所		0	0	0
徳島地方裁判所		0	0	1
高知地方裁判所		1	1	1
松山地方裁判所		2	1	3



講師の派遣をしています！



身近な法律手続や裁判員制度について講演！

平成18年3月23日、香川県坂出市市政モニター会議において、「身近な裁判手続～少額訴訟って何？」と題しての講演を行いました。講師は高松地方裁判所長と高松簡易裁判所主任書記官。今回の講演は平成21年5月までに開始される裁判員制度を香川県下の1人でも多くの方に理解してもらうことをメインとし、併せて身近な裁判手続である少額訴訟手続についてもお話ししました。

最近、裁判員制度や裁判に関する記事や報道を以前と比較するとかなり目にする事が多くなり、裁判所をはじめとした関係機関等が力を入れて広報活動を行っています。裁判員制度に対する国民の理解度や参加意識は、世論調査等の結果によると、まだまだ十分とは言えない状況にあります。そこで、裁判所では次のような出張講義を行っています。ぜひお問い合わせください。

高 松

高松地方裁判所では、裁判員制度やいろいろな法律手続について、各種行事や会議等に裁判官や職員を派遣して講演を行っています。研修会議等で、裁判員制度やその他法律手続の講演のご要望がありましたら高松地方裁判所総務課庶務係（087-851-1537）までご相談ください。

徳 島

徳島地方裁判所では裁判官や裁判所職員が学校に赴いて、仕事の魅力や裁判などの話をします。お申込みは学校、団体単位で受け付けています。詳しくは徳島地方・家庭裁判所総務課庶務係（088-652-3141(内線3042)）までご相談ください。

高 知

高知地方裁判所では、講師派遣依頼等のお申込みについて、電話で受け付けています。詳しくは高知地方裁判所総務課庶務係（088-822-0340(内線607)）までご相談ください。

松 山

松山地方裁判所では、講師派遣依頼等のお申込みについて、電話で受け付けています。詳しくは松山地方裁判所総務課庶務係（089-941-4151(内線205)）までご相談ください。

「法の日」について

10月1日から7日までは「法の日」週間です。「法の日」とは、法の役割と重要性を国民に理解してもらうため、昭和34年に、裁判所、検察庁、弁護士会の協議で提案され、戦後、最高裁判所が発足して初めて法廷が開かれたのが10月1日であったことから、この日が「法の日」と定められました。

発 行

高松高等裁判所事務局総務課広報係
電話087-851-1547(直通)
高松高等裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/takamatsu-h/>
(転載禁止)